

# 長野県住宅審議会条例

昭和44年3月31日 条例第23号  
改正 平成14年3月25日 条例第2号

「長野県住宅審議会条例」をここに公布する。

長野県住宅審議会条例

(設置)

第1条 住宅に関する重要事項について調査審議するため、長野県住宅審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、住宅に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

一部改正〔平成14年条例2号〕

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年6月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の3中「宅地建物取引業審議会の委員」を

「宅地建物取引業審議会の委員  
住宅審議会の委員及び専門委員」

に改める。

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中

「 宅地建物取引業審議会の委員 」

を

「 宅地建物取引業審議会の委員  
住宅審議会の委員及び専門委員 」

に改める。

附 則（平成14年 3 月25日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。（後略）